

太田市立九合小学校いじめ防止基本方針

第1 目的

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

したがって、すべての児童が、いじめを行わず、また、他の児童に対するいじめを認識しながらこれを放置することなく、安心して教育活動に取り組むことができるように、保護者や関係者機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見、早期解決に取り組む。

第2 学校の実態把握

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という共通認識のもと、「九合小学校いじめ防止基本方針」に基づき、全教職員がいじめの未然防止、早期発見等に全力で取り組んでいく。

また、いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、けんかやふざけ合いであっても、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを学校組織として判断し、家庭・地域と連携して、以下の取組に沿って、実態把握に努める。

- 児童の生活の実態を把握するための取組
- 児童の心身の状態及び人間関係を把握する取組
- 学校生活調査によるいじめの実態を把握する取組
- 児童一人一人に声をかける取組
- 保護者と情報を共有する取組
- 地域と連携する取組

第3 いじめ防止の取組（未然防止）

1 授業改善に関する取組

- 授業におけるめあての達成に向けて、すべての児童が活動や発言を通して活躍する、児童中心のわかる授業を行うことを通して、充実感や満足感を味わいながら学力を身につける。
- 学習や生活のルールをつくり、それに基づいて学習や生活をするを通して、基本的な学習習慣や生活習慣を形成するとともに、規律正しい態度を育成する。
- 教師は、一人一人のよさや進歩の状況をとらえ、賞賛するなど、児童を大切にし、自己肯定感を高められるようなかかわりをする。
- 理解が不十分な児童については、授業中だけでなく、休み時間や放課後等を利用して個別指導を行うことを通して、基礎的・基本的な内容についての理解・習熟を図る。

2 児童生徒の友人関係・集団づくり、社会性育成などを目的にした取組

- 授業中や給食、清掃、休み時間等、児童が学校で過ごすすべての活動において、互いのよさを認め合える温かい学級・学校の雰囲気づくりを進める。
- 人権教育の全体計画や年間指導計画の見直し・改善、活用を通して、授業や学校行事等と人権教育との関連を図りながら指導を進める。

3 いじめに関する学習に関する取組

- 道徳の時間を要として、学校の教育活動全体を通じて、規範意識、友情、思いやり、寛容、誠実、公正公平、親切、勇気等、いじめの未然防止に関連した道徳的価値について学び、道徳的実践力を育成する。
- 学級活動において、人間関係の問題を取り上げ、いじめの未然防止、及び解決の方法等について話し合い、いじめをなくしていこうとする実践的な態度を育成する。

4 いじめをなくすための児童会の取組

- 学級委員会が中心となり、全校集会において「いじめ防止スローガン」を提示するとともに、いじめ防止ポスターを作成し、校内に掲示する。
- 学校や家庭、地域の様子を、掲示物やたより、放送等を用いて発信する。
- 挨拶運動の強化・充実をする。
- いじめ防止フォーラム、太田市いじめ防止こども会議に参加した代表児童から全校児童へ、会議で話し合われた内容を伝え、九合小の取組を活性化させ、いじめを生まない学校風土を醸成する。

5 保護者や地域に対する啓発の取組

- 学校（学年・学級）だよりをはじめとする各種たよりやWebページを活用して、保護者や地域へ発信する。
- 保護者の他、PTA本部役員会や学校評議員会、区長会、民生児童委員会等と、児童の様子について、定期的に情報交換を行う。
- 保護者や地域住民が相談や情報提供を円滑に行える関係を構築する。

第4 早期発見の取組

1 児童の些細な変化に気付く取組

- 毎月実施する「学校生活調査」をもとに、児童一人一人の思いをくみ取る。
- 休み時間や放課後の活動の中で児童の様子に目を配ったり、複数の教員の目で普段の様子を観察したりすることにより、交友関係や悩みを把握できるようにする。また、チャンス相談の他、休み時間や放課後等、児童と接する機会に、児童の思いや悩みを汲み取るようにする。
- 廊下やトイレ、階段等の校内巡視、休み時間や昼休み、放課後の校内巡回等、多くの教職員が様々な教育活動を通して児童に関わることで、複数の目によるいじめ発見の態勢を強化する。
- 保健室を利用する児童との会話の中で、児童の様子に目を配るとともに、いつもと様子が違う場合は機会ととらえて、悩みを聞く。
- 保護者からの訴えや情報提供に対しては、電話や家庭訪問等で事実確認を行い、

2 気付いた情報を確実に共有する取組

- (1) 報告・連絡・相談の徹底

(2) 校内生徒指導体制の構築

- 運営委員会や生徒指導(教育相談)委員会、職員会議、C 4 t h等の場で、定期的に情報交換や協議を進める。
- 「いじめ一報」をはじめ、いじめを含む生徒指導上のすべての情報は、管理職、教務主任、学年主任等と連携し、最終的に生徒指導主任が集約できる体制づくりを徹底する。

3 情報に基づき、速やかに対応する取組

(1) 当該児童の学年や生徒指導部が連携した聞き取り等の直接的な実態調査及び教育相談

- 当該児童及び関係する児童に対する実態調査及び教育相談
- 担任及び学年主任、生徒指導主任、S C等による保護者への直接的な実態調査及び教育相談
- 関係機関（太田市教育委員会・東部児童相談所・群馬県総合教育センター等）と連携した教育相談

第5 いじめに対する措置

1 いじめの発見から解決までの指導の流れ

(1) 情報を集める

- けんかやふざけ合いであっても、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせ、職員室の教員に連絡をする。暴力を伴う場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。そして、その結果を速やかに管理職に報告する。
発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りをするなどして、児童の感じる被害性に着目して、いじめの正確な実態把握を行い、その結果を速やかに管理職に報告する。
- いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- 得られた情報は確実に記録に残し、「いじめ一報」にまとめて報告する。

(2) 指導支援体制を組む

- 保護者への対応、教育委員会や関係機関との連携。

(3) いじめ解消の判断要件

- 少なくとも3ヶ月間、いじめが止んでいること。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。

2 いじめの被害者、その保護者への支援

- 事実が明らかになった時点で、速やかに被害児童宅に家庭訪問を行い、把握した事実を正確に伝える。学校として、児童への支援方法や対応の方針を具体的に示す。S Cや信頼できる教職員にいつでも相談できる態勢であることを伝える。

3 加害児童、その保護者への助言

- 事実関係を確認後、迅速に加害児童の保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- 加害児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

4 いじめを見ていた児童生徒への働きかけ

○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせ、いじめは、学級や学年集団全体の問題として対応していく。

5 関係機関との連携

○深刻ないじめの解決には、太田市教育委員会及教育研究所、太田警察署、東部児童相談所、医療機関等と連携を進める。

第6 いじめ防止対策の組織

1 目的

いじめの未然防止及び早期対応に組織的に取り組めるように、いじめ防止対策委員会を組織する。なお、この委員会は、医師、学校評議員、主任児童委員等、外部の専門家・関係機関等の参加も可能とする。

2 組織の構成

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談主任・各学年生徒指導担当・養護教諭・特別支援コーディネーター・S C

3 役割

(1)校長（委員長）・教頭（副委員長）

- ・学校の基本方針を提示し、組織が機能するようリーダーシップを発揮すること。
- ・学校通信やWebページ等で学校のいじめ防止の取組について情報発信すること。

(2)教務主任

- ・生徒指導の機能を生かした授業作りの推進など、教育課程の質的管理を行うこと

(3)生徒指導主任

- ・いじめに関する各学年の情報の集約および報告、
- ・「学校生活調査」の集約等を行うこと

(4)各学年生徒指導担当

- ・いじめに関する学年の情報の集約および報告
- ・学年のいじめ防止活動の提案・報告を行うこと

(5)教育相談主任

- ・教育相談実施状況の報告を行うこと。
- ・気になる児童への対応の提案を行うこと。
- ・S Cとの調整役となり、S Cからの報告を行うこと

(6)養護教諭

- ・保健室への来室状況の集約を行うこと。
- ・保健室で得た情報、および、気になる児童の情報の報告を行うこと。

(7)特別支援コーディネーター

- ・特別な支援を必要とする児童への対応の提案を行うこと。
- ・必要に応じて、関係機関、専門家等との連携を図ること。

(8)S C

- ・校内の児童、保護者からの相談業務を行うこと。
- ・教職員へのコンサルテーションを行うこと。
- ・相談業務報告書を作成し管理職に報告すること。

- ・必要に応じて、教育相談主任と教育相談委員会、担任等への報告の有無を確認すること。

第7 インターネット上のいじめへの取組

インターネット（特に携帯電話・スマートフォン）の危険性を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて、常に最新の動向を把握し、児童の情報モラル向上に努める必要がある。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反等、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要となる。

1 いじめ防止の取組(未然防止)

- (1) 情報モラル教育の推進
- (2) 国や県教委等のデータ資料や講習会（外部人材）等の活用
- (3) 保護者への啓発

第8 重大事態への対処

1 いじめ重大事態への平時からの備え

- (1) 全ての教職員が、法等に基づくいじめの定義の正しい理解や組織的対応の在り方、重大事態に対してどう対処すべきか等、確実に認識しておく。
- (2) 職員会議や教員研修等において、いじめ防止対策推進法や学校いじめ防止基本方針等の理解を深める。
- (3) 学校いじめ対策組織についてその組織としての対応の流れを認識、確認しておく。
- (4) いじめ対策の流れや未然防止に向けた取組が全員に「可視化」され、児童・教職員の「心理的安全性」が確保されているか確認する。
- (5) 児童、保護者、関係機関に周知しておく。
- (6) 実際に重大事態が発生した場合には、校長のリーダーシップのもと、学校いじめ対策組織を活用し、各教職員が連携して、適切に役割分担を果たす。
- (7) 学校いじめ防止基本方針については、入学時・各年度の開始時に児童・保護者・関係機関等に公開する。

2 重大事態の認識と対処

- (1) 重大事態が発生した場合は、速やかにその旨を太田市教育委員会に報告する。

〈重大事態の定義〉

1. いじめによる児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(自殺行為や未遂、身体への損傷、精神疾患の発症、金品等の重大な被害、等)
 2. いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
(不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とし、一定期間欠席しているような場合および欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学(退学を含む)した場合)
- ※ 児童生徒や保護者から重大事態の申し出があった場合も、重大事態が発生したものとして、すみやかに調査をする。

- (2) 太田市教育委員会と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。その構成員は学校いじめ対策委員会を母体とし、事態の性質に応じて適切な専門家を加える。
- (3) 上記組織を中心として、太田市教育委員会の指導および支援を得て、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合
 - ・いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先とした調査を実施する。
 - いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合
 - ・当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童およびその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・学校は、いじめを受けた児童およびその保護者に対して、事実関係等、その他の必要な情報を適切に提供する責任を有する。
 - ・質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童またはその保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明するなどの措置が必要である。
 - ・必要に応じて、いじめを受けた児童またはその保護者の所見を調査結果の報告に添える。

平成26年	3月10日	策定
平成27年	9月1日	改訂
平成30年	9月3日	改訂
令和6年	4月1日	改訂
令和8年	4月1日	改訂